

第1表

社 内 取 引 明 細 表

2018年4月 1 日から

2019年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用	53,719	基準託送供給料金相当額等取引収益	586,038
アンシラリーサービス取引費用	25,208	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	894	電気事業雑収益相当額取引収益	1,361
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	7,803		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	1,300		
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）	746		
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）	0		
合 計	89,672	合 計	587,399

(記載注意)

- 1 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

(注)

1 重要な後発事象

金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表の注記事項に「企業結合に関する重要な後発事象等（共通支配下の取引等）」が記載されている。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	340,199
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	195,435
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	922
予備送電サービス料金相当額取引収益	3,883
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△ 2,062
近接性評価割引相当額取引収益	△ 6,356
インバランス対応相当額取引収益	15,635
インバランスの供給相当額取引収益	38,381
合 計	586,038

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合 計	-

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続検討料相当額取引収益	2
変更賦課金相当額取引収益	0
契約超過金等相当額取引収益	1,358
合 計	1,361

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 変更賦課金相当額取引収益は、変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 3 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	11,302
インバランスの買取相当額取引費用	42,417
合 計	53,719

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	25,208
合 計	25,208

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	894
合 計	894

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	967
基準託送供給料金相当額対応分	6,836
合 計	7,803

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	161
基準託送供給料金相当額対応分	1,139
合 計	1,300

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 消耗品費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）	746
合 計	746

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 最終保障供給対応取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）	0
合 計	0

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設 備 別 費 用 明 細 表

2018年4月 1 日から
2019年3月31日まで

(単位 百万円)

	水 力 発 電 費	火 力 発 電 費	新エネルギー等 発 電 費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役 員 給 与	-	-	-	-	-	-	-	479		479
給 料 手 当 振 替 額 (貸 方)	-	-	-	7,896	10,608	32,474	16,310	17,142		84,432
退 職 給 与 金	-	-	-	△ 256	△ 355	△ 704	△ 70	△ 114		△ 1,501
厚 生 費	-	-	-	1,479	1,962	6,008	2,999	4,418		16,868
委 託 検 針 費	-	-	-	-	-	4,283	-	-		4,283
委 託 集 金 費	-	-	-	-	-	-	-	-		-
雑 給	-	-	-	45	36	3,016	314	508		3,920
燃 料 費	-	-	-	-	-	-	-	-		-
薬 物 処 理 費	-	-	-	-	-	-	-	-		-
消 耗 品 費	-	-	-	76	107	758	683	462		2,089
修 繕 費	-	-	-	8,305	8,463	83,602	-	3,815		104,186
水 利 使 用 料	-	-	-	-	-	-	-	-		-
補 償 費	-	-	-	767	6	185	2	0		962
貸 借 料	-	-	-	2,366	414	10,713	-	2,342		15,836
託 送 料	-	-	-	4,932	1,225	0	-	-		6,159
事 業 者 間 精 算 費	-	-	-	2,724	-	-	-	-		2,724
委 託 費	-	-	-	4,650	471	17,686	5,711	15,577		44,097
損 害 保 険 料	-	-	-	3	3	21	-	0		28
普 及 開 発 関 係 費	-	-	-	-	-	-	10	391		401
養 成 費	-	-	-	-	-	-	-	948		948
研 究 費	-	-	-	-	-	-	-	3,028		3,028
諸 費	-	-	-	259	307	3,041	1,045	5,181		9,835
貸 倒 損	-	-	-	-	-	-	42	-		42
固 定 資 産 税	-	-	-	7,996	5,553	11,743	-	1,277		26,570
雑 税	-	-	-	46	220	21	2	182		473
減 価 償 却 費	-	-	-	42,968	34,412	32,620	-	9,144		119,145
固 定 資 産 除 却 費	-	-	-	5,149	5,630	6,608	-	2,459		19,848
共 有 設 備 費 等 分 担 額	-	-	-	106	-	-	-	-		106
共 有 設 備 費 等 分 担 額 (貸 方)	-	-	-	△ 0	-	-	-	-		△ 0
地 帯 間 購 入 電 源 費									10,003	10,003
地 帯 間 購 入 送 電 費									53	53
他 社 購 入 電 源 費									7,890	7,890
他 社 購 入 送 電 費									-	-
非 化 石 証 書 購 入 費									-	-
建 設 分 担 関 連 費 振 替 額 (貸 方)	-	-	-	-	-	-	-	△ 216		△ 216
附 帯 事 業 営 業 費 用 分 担 関 連 費 振 替 額 (貸 方)	-	-	-	-	-	-	-	△ 326		△ 326
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分									-	-
廃 炉 等 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-		-
電 源 開 発 促 進 税									48,647	48,647
事 業 税									6,630	6,630
開 発 費									-	-
開 発 費 償 却									-	-
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)									△ 7	△ 7
社 内 取 引 費 用									89,672	89,672
合 計	-	-	-	89,517	69,069	212,082	27,052	81,277	162,890	641,889

(記載注意)

- 1 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(注)

- 1 重要な後発事象

金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表の注記事項に「企業結合に関する重要な後発事象等（共通支配下の取引等）」が記載されている。

送配電部門収支計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	641,889	営業収益	690,813
水力発電費	-	電灯料	-
火力発電費	-	電力料	1
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	8,178
地帯間購入電源費	10,003	地帯間販売送電料	102
地帯間購入送電費	53	他社販売電源料	472
他社購入電源費	7,890	(インバランス対応取引収益)	(-)
(インバランスの買取りに係る費用)	(-)	託送収益	86,101
(インバランスの買取りに係る費用)	(7,414)	接続供給託送収益	84,529
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	(8,721)
非化石証書購入費	-	その他託送収益	1,572
送電費	89,517	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
変電費	69,069	事業者間精算収益	1,888
配電費	212,082	電気事業雑収益	6,668
販売費	27,052	遅収加算料金	△0
一般管理費	81,277	社内取引収益	587,399
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	(インバランス対応相当額取引収益)	(15,635)
廃炉等負担金	-	(インバランスの供給相当額取引収益)	(38,381)
電源開発促進税	48,647		
事業税	6,630		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△7		
社内取引費用	89,672		
(インバランス対応相当額取引費用)	(11,302)		
(インバランスの買取相当額取引費用)	(42,417)		
営業利益	48,924		
営業外費用	15,992	営業外収益	3,652
財務費用	13,733	財務収益	2,198
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(0)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(37)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	2,259	事業外収益	1,454
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益	36,584		
法人税等	10,097		
送配電部門当期純利益	26,487		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(注)

- 送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(2006年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

- 託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

- 重要な後発事象

金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表の注記事項に「企業結合に関する重要な後発事象等(共通支配下の取引等)」が記載されている。

第4表

固 定 資 産 明 細 表

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高			期 中 増 減 額				期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	2,609,299	92,286	1,898,810	618,202	10,234	3,041	35,483	2,619,533	95,327	1,934,294	589,911
土地	94,467	6,973	-	87,493	147	19	-	94,614	6,993	-	87,621
建物	3,545	4	2,531	1,009	△ 15	-	47	3,529	4	2,578	946
構築物	2,125,118	75,585	1,590,672	458,860	10,244	2,745	26,624	2,135,362	78,331	1,617,297	439,734
機械装置	152,792	1,035	126,164	25,593	18	77	281	152,811	1,112	126,445	25,253
備品	650	-	615	35	△ 63	-	△ 58	587	-	556	30
リース資産	31	-	19	11	△ 17	-	△ 13	14	-	6	7
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	232,693	8,686	178,807	45,199	△ 79	199	8,603	232,613	8,886	187,410	36,317
変電設備	1,635,868	24,026	1,186,437	425,405	6,156	486	3,603	1,642,025	24,512	1,190,040	427,472
土地	92,367	3,439	-	88,927	△ 476	△ 1	-	91,890	3,437	-	88,453
建物	168,294	3,356	124,491	40,446	1,180	△ 0	2,277	169,475	3,356	126,769	39,349
構築物	7,598	106	5,869	1,622	△ 7,598	△ 106	△ 5,869	-	-	-	-
機械装置	1,359,129	17,120	1,048,846	293,162	13,579	595	7,698	1,372,709	17,716	1,056,544	298,448
備品	7,688	1	7,031	655	△ 472	0	△ 510	7,215	2	6,521	691
リース資産	441	-	112	328	48	-	79	489	-	191	297
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	349	1	85	262	△ 103	△ 1	△ 72	245	-	13	232
配電設備	2,199,979	31,113	1,356,504	812,361	13,048	2,001	14,110	2,213,027	33,114	1,370,615	809,297
土地	1,030	30	-	1,000	0	△ 2	-	1,031	27	-	1,003
建物	3,328	2	2,010	1,315	△ 539	-	△ 243	2,789	2	1,767	1,020
構築物	1,741,370	27,857	1,120,417	593,095	18,596	1,883	21,987	1,759,967	29,741	1,142,404	587,821
機械装置	444,098	3,206	225,908	214,984	△ 9,556	120	△ 8,306	434,542	3,327	217,601	213,614
備品	5,341	-	4,980	361	△ 68	-	△ 94	5,273	-	4,886	387
リース資産	1,728	-	623	1,104	207	-	191	1,935	-	814	1,120
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	3,079	16	2,564	499	4,407	0	576	7,487	16	3,140	4,330
業務設備	291,115	7,315	198,579	85,220	624	39	718	291,739	7,355	199,297	85,087
土地	30,119	5,122	-	24,996	203	69	-	30,323	5,192	-	25,131
建物	138,811	1,463	102,396	34,951	876	6	2,205	139,687	1,470	104,601	33,615
構築物	342	-	295	47	3	-	6	345	-	301	43
機械装置	105,361	721	82,711	21,928	△ 2,215	△ 37	△ 1,468	103,145	683	81,243	21,218
備品	14,839	8	12,547	2,284	△ 3	0	△ 133	14,836	8	12,413	2,414
リース資産	1,996	-	585	810	△ 46	-	△ 14	1,349	-	571	777
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	245	-	43	201	1,806	-	123	2,052	-	166	1,885
建設仮勘定	45,199	-	-	45,199	17,905	-	-	63,104	-	-	63,104
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	23,900	-	-	23,900	4,390	-	-	28,290	-	-	28,290
変電設備	16,171	-	-	16,171	7,927	-	-	24,099	-	-	24,099
配電設備	2,808	-	-	2,808	3,870	-	-	6,678	-	-	6,678
業務設備	2,318	-	-	2,318	1,717	-	-	4,036	-	-	4,036
合 計	6,781,462	154,741	4,640,331	1,986,388	47,969	5,568	53,915	6,829,431	160,310	4,694,247	1,974,873

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
- (1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限る、その採用が原則とされているものを除く。）
- ・固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産は定率法によっている。
 - ・無形固定資産は定額法によっている。
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
- (3) 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
- (4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
- ・主要件名別帳簿原価期中増減明細
- | | | | |
|------|------|----------------------|-----------|
| 期中増加 | 送電設備 | 東名古屋東部線リフレッシュ工事（第1期） | 1,434 百万円 |
| | 変電設備 | 知多火力変154kV設備改修 | 1,984 百万円 |
| | 送電設備 | 大井川笹岡線大井川発～N64間撤去工事 | 902 百万円 |
| 期中減少 | 変電設備 | PCB廃棄物貯蔵タンク撤去工事 | 1,362 百万円 |
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。
- (1) 重要な後発事象
- 金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表の注記事項に「企業結合に関する重要な後発事象等（共通支配下の取引等）」が記載されている。

第5表

超 過 利 潤 計 算 書

2018年4月 1 日から

2019年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）（①）	26,487
送配電部門の事業報酬額（②）	37,478
追加事業報酬額（③）	0
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（④）	13,695
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）（⑤）	2,197
送配電部門の事業外損益（⑥）	△ 804
送配電部門の特別損益（⑦）	-
その他の調整額（⑩＝⑧－⑨）	86
インバランス取引等損益（⑧）	650
（インバランス取引損益）	(△ 220)
（最終保障供給取引損益）	(0)
法人税補正額（⑨）	564
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑪＝①－②－③＋④－⑤－⑥－⑦－⑩）	1,223
うち想定原価と実績費用との乖離額	1,859

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- インバランス取引損益は、様式第1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益（又は営業損失）の額とすること。
- 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益（基準託送供給料金に相当する額を除く。）から最終保障供給に係る費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）を控除した額とすること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第6表

超 過 利 潤 累 積 額 管 理 表

2018年4月 1 日から

2019年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	△ 36,006 (△ 2,239)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	1,223 (1,859)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④＝①＋②－③） （うち当期乖離額累積額）（⑨＝⑦＋⑧）	△ 34,782 (△ 379)	
一定水準額（⑤）	57,438	平均帳簿価額：1,980,630百万円 事業報酬率：2.9%
一定水準超過額（⑥＝④－⑤）	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（2012年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特 定 設 備 投 資 額 明 細 表

2018年4月 1 日から

2019年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
関ヶ原北近江線 [未竣工]	関ヶ原 (開) ～北近江 (開)		
関ヶ原開閉所 [未竣工]	—		
三岐幹線関ヶ原 (開) π引込 [未竣工]	三岐幹線No.47, 49～関ヶ原 (開)		
下伊那分岐線 [未竣工]	南信幹線～下伊那変電所		
恵那分岐線 [未竣工]	愛岐幹線～恵那変電所		
静岡東分岐線 [未竣工]	駿遠駿河線No. 16-1～静岡 (変)		
静岡西分岐線 [未竣工]	遠江駿遠線No. 88～静岡 (変)		
矢作第一分岐線 [未竣工]	矢作第一 (発) ～奥矢作第二線		
東名古屋東部線 [未竣工]	東名古屋 (変) ～東名古屋東部線No. 24		
西名古屋 [竣工済]	三重県桑名市		
知多火力 [未竣工]	愛知県知多市		
下伊那 [未竣工]	長野県下伊那郡豊丘村		
恵那 [未竣工]	岐阜県恵那市		
静岡 [未竣工]	静岡県島田市		
駿遠 [未竣工]	静岡県掛川市		
知多火力 [未竣工]	愛知県知多市		
駿遠 [未竣工]	静岡県掛川市		
東栄 [未竣工]	愛知県北設楽郡東栄町		
静岡 [未竣工]	静岡県島田市		
東清水 [未竣工]	静岡県静岡市		
東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) [未竣工] ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No. 115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市		
東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) [未竣工] ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
合 計		472	6,264

(記載注意)

- 1 当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。
- 2 必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第8表

内 部 留 保 相 当 額 管 理 表
2 0 1 8 年 4 月 1 日 から
2 0 1 9 年 3 月 3 1 日 まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額 (①)	△ 148,373	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	1,223	
還元額 (③)	-	還元義務額残高： - 百万円
インパランス取引損益 (④)	△ 220	
最終保障供給取引損益 (⑤)	0	
当期特定設備投資額 (⑥)	472	
当期内部留保相当額 (⑦＝①＋②－③＋④＋⑤－⑥)	△ 147,841	

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高（この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。）を、備考欄に記載すること。

第9表

乖離率計算書

1 乖離率（補正前）

項 目	値	備考
想定原価（百万円）（①）	1,825,395	
想定需要量（百万kWh）（②）	384,909	
想定単価（円/kWh）（③＝①/②）	4.74	
実績費用（百万円）（④）	1,826,120	
実績需要量（百万kWh）（⑤）	387,701	
実績単価（円/kWh）（⑥＝④/⑤）	4.71	
乖離率（％）（（⑥/③－１）×100）	△ 0.63%	

想定原価及び想定需要量は、2014年4月から2017年3月までの3年の合計とした。

実績費用及び実績需要量は、2016年4月から2019年3月までの3年の合計とした。

（記載注意）

- 1 想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

（注）

1. 乖離率計算書に表示される想定原価及び想定需要量

乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価及び想定需要量は、「第3表（注）1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、2015年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額及び送配電関連需要の量を記載している。

2 乖離率（補正後）

項 目	値	備考
補正後実績費用（百万円）（⑦）	1,825,142	
補正後実績需要量（百万kWh）（⑧）	385,754	
補正後実績単価（円/kWh）（⑨＝⑦/⑧）	4.73	
補正後乖離率（％）（（⑨/③－１）×100）	△ 0.21%	

（記載注意）

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

（注）

1. 記載注意1に係る補正を行う費用項目については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則において送配電関連可変費として整理されるものとした。
2. 記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領Ⅱ. 4 気象補正」により補正した量とした。

第 1 1 表

インバランス収支計算書

2018年4月 1 日から
2019年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項 目	金 額	項 目	金 額
営業費用	71,610	営業収益	71,390
地帯間購入電源費	10,003	地帯間販売電源料	8,178
他社購入電源費	7,886	他社販売電源料	472
(インバランス対応取引費用)	(-)	(インバランス対応取引収益)	(-)
(インバランスの買取りに係る費用)	(7,414)	託送収益	8,721
社内取引費用	53,719	接続供給託送収益	8,721
(インバランス対応相当額取引費用)	(11,302)	(インバランスの供給に係る収益)	(8,721)
(インバランスの買取相当額取引費用)	(42,417)	(インバランスリスク料に係る収益)	(28)
		社内取引収益	54,017
		(インバランス対応相当額取引収益)	(15,635)
		(インバランスの供給相当額取引収益)	(38,381)
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	(310)
営業損失	△ 220		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）
- インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（2012年経済産業省令第46号）第21条第2号に掲げる額を記載すること。

(注)

- インバランスの供給に係る電力量は4,851百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は5,617百万kWhである。
- 財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書等を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。
なお、2018年度における確定額は、営業費用69,640百万円（地帯間購入電源費10,003百万円、他社購入電源費7,818百万円、社内取引費用51,817百万円）及び営業収益69,774百万円（地帯間販売電源料8,178百万円、他社販売電源料472百万円、託送収益8,677百万円、社内取引収益52,446百万円）である。また、インバランスの供給に係る電力量の確定値は4,901百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は5,545百万kWhである。
- インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バランシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。
- 2018年10月より連系線利用ルールが間接オークションに変更された。これに伴って発生した取引額は、他社購入電源費472百万円及び他社販売電源料472百万円である。
- 重要な後発事象
金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表の注記事項に「企業結合に関する重要な後発事象等（共通支配下の取引等）」が記載されている。